

蹴上駅出入口及び日ノ岡換気塔除草・剪定作業見積仕様書

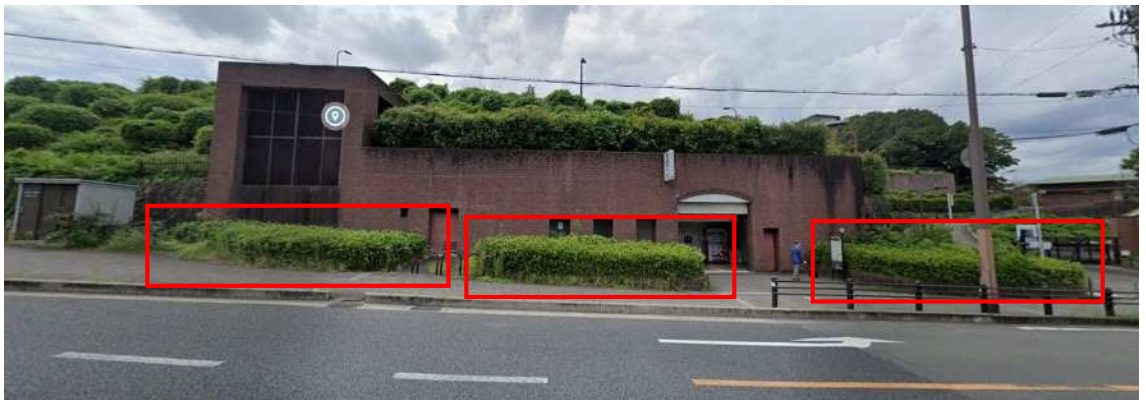
- 1 本仕様書は、下記用地における樹木の剪定及び除草業務（以下「業務」という。）に適用する。また、本仕様において、京都市交通局を「発注者」といい、請負業者を「受注者」という。
- 2 対象場所は以下のとおりとし、詳細は別図のとおりとする。
 - （１）京都市東山区東小物座町（地下鉄蹴上駅出入口周辺）
 - （２）京都市山科区日ノ岡朝田町５３－３（日ノ岡中間換気塔余地）
- 3 本業務の業務内容は、以下のとおりとする。
 - （１）蹴上駅第１出入口及び第２出入口における樹木の剪定及び雑草の除草
 - （２）日ノ岡中間換気塔余地における雑草の除草
- 4 受注者は業務終了後、速やかに作業結果報告書及び現場写真（作業前及び作業後）を提出するものとする。
- 5 本業務に必要な機械工具類及び消耗品等は受注者が調達するものとする。
- 6 業務において発生した廃棄物については、全て受注者の責任において適切な方法で処分するものとする。
- 7 本業務の履行期限は、令和８年１２月４日とする。
- 8 作業時間は、原則として平日の９時００分から１７時３０分の間とする。ただし、変更が必要な場合は、別途発注者と協議するものとする。
- 9 業務の実施に当たり、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に対する補償については、受注者が賠償の責に任ずるものとする。
- 10 この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項が発生した場合は、発注者と受注者で協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

別図

○蹴上駅



写真②



○日ノ岡換気塔

